

## 令和2年 須賀川市農業委員会第1回臨時総会議事録

令和2年 須賀川市農業委員会第1回臨時総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和2年6月26日（金）
- 2 招集通知日 令和2年6月26日（金）
- 3 招集月日 令和2年7月20日（月）午後3時7分（辞令交付終了後）
- 4 招集場所 須賀川市役所 4階 大会議室B・C・D
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

仮 議席 番号	氏名	仮 議席 番号	氏名	仮 議席 番号	氏名	仮 議席 番号	氏名
1	秋山 吉治	2	鈴木 光重	3	和田 博文	4	小枝 宏嗣
5	桑名 辰幸	6	深谷 寅一	7	吉田かつ子	8	安藤 雅裕
9	高橋 純一	10	古川 雅和	11	関根 要一	12	熊谷 聡
13	横川 良雄	14	加藤 梅子	15	松川美智夫	16	矢部 邦博
17	村上 光宏	18	矢吹 正則	19	大越 彰		

- 6 出席農業委員 19名
- 7 欠席農業委員 なし
- 8 職務のため会議場に出席した事務局等職員の職・氏名

須賀川市長	橋本 克也
副市長	安藤 基寛
経済環境部長	鈴木 伸生
農政課長	鈴木 行宏
同農業政策係長	渡辺 哲也
同主査	矢部 宏樹
農業委員会事務局長	小池 文章
同主任主査兼農政係長	鈴木 弘明
同専門員	三島木 修
同主任	善方 美幸
同職員	真弓 真理

- 9 付議事項
  - (1) 須賀川市農業委員会委員議席の決定について
  - (2) 須賀川市農業委員会会長の互選について
  - (3) 須賀川市農業委員会会長職務代理者の互選について
  - (4) 一般社団法人福島県農業会議普通会员の指名について
  - (5) 須賀川市農業委員会農地利用最適化推進委員の決定について

10 開 会

(午後 3 時 0 7 分)

11 議長選出

会長が決定するまでの間、会議の招集者である橋本克也須賀川市長が臨時議長に就任し、議事を進める。付議事項（3）以降、須賀川市農業委員会会議規則第4条の規定により、和田博文会長が議長に就任する。

12 議事録署名委員の選出

臨時議長は、出席委員の報告の後、須賀川市農業委員会会議規則第6条の規定により、本総会が成立していることを宣言し、議事録署名委員に仮議席1番：秋山吉治委員、仮議席2番：鈴木光重委員を指名した。

13 議 事

臨時議長 付議事項「(1) 須賀川市農業委員会委員の議席決定について」を議題といたします。本件については、農業委員会会議規則第7条の規定により、「くじ」をもって決定いたします。本件について、事務局から説明願います。

事 務 局 (鈴木農政課長説明)

臨時議長 只今の事務局からの説明のとおり、議席の決定について、「予備くじ」は行わず、「本くじ」のみとすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

臨時議長 異議なしと認めます。それでは、只今から、議席を決定する「くじ」を仮議席順に引いていただきます。

(くじ引き) <予備くじは行わず、「本くじ」のみとし、仮議席順に「くじ」を引く。

事務従事者：渡辺係長、矢部主査>

臨時議長 ただいまの「くじ」の結果を事務局から報告願います。

事 務 局 (鈴木農政課長報告 別紙のとおり)

臨時議長 以上のとおり、議席を決定いたします。決定した議席に名札を持って移動・着席願います。

<委員議席移動>

臨時議長 付議事項（２）「須賀川市農業委員会会長の互選について」を議題といたします。本件について、事務局から説明願います。

事務局 （鈴木農政課長）農業委員会等に関する法律第５条第２項において、「会長は、委員が互選した者をもって充てる。」となっております。

臨時議長 お諮りいたします。事務局説明のとおり、須賀川市農業委員会会長の選出方法は、「互選した者」と規定されております。「互選」には、「投票による方法」と、「指名推選による方法」がありますが、いかがいたしますか。

（「指名推選」の声あり）

臨時議長 ただいま「指名推選」の声がありました。選出方法については、指名推選によって行うことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長 異議なしと認め、選出方法につきましては指名推選によることに決定します。お諮りいたします。指名推選については、選考委員をもって選考したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長 異議なしと認めます。お諮りいたします。選考委員の選出については、どのような方法にいたしますか。

（「議長指名」の声あり）

臨時議長 ただいま「議長指名」の声がありました。選考委員については、議長が指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）



事務局 (鈴木経済環境部長) 以降の議事につきましては、須賀川市農業委員会  
会議規則第4条により、「会長は会議の議長となり議事を整理する」と  
規定されておりますので、和田会長、引き続いての議事の進行をお願い  
いたします。

(会長 議長席へ着席)

市長は公務のため退席させていただきます。

(市長退席 午後3時40分)

(同時に経済環境部長、農政課長も退席)

議長(和田会長) これより、議長を務めます。皆様のご協力をお願いいたします。  
それでは、付議事項「(3) 須賀川市農業委員会会長職務代理者の  
互選について」を議題といたします。本件について、事務局から  
説明願います。

事務局 (小池農業委員会事務局長) ご説明申し上げます。農業委員会等に関  
する法律第5条第5項の規定により、会長職務代理者は、「会長が欠  
けたとき、又は事故があるときは、委員が互選した者が、その職務を  
代理する。」こととなっております。

議長 お諮りいたします。事務局説明のとおり、須賀川市農業委員会会長職  
務代理者の選出方法は、「互選した者」と規定されております。「互選」  
には、「投票による方法」と、「指名推選」による方法がありますが、  
いかがいたしますか。

(「指名推選」の声あり)

議長 ただいま、指名推選の声がありました。選出方法については、指名推選  
によって行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、選出方法は指名推選によることに決定いたします。  
お諮りいたします。指名推選については、選考委員をもって会長職務代理

者を選考したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。お諮りいたします。選考委員の選出について、どのような方法にいたしますか。

(「議長指名」の声あり)

議長 ただいま「議長指名」の声がありました。選考委員については、議長が指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議長において選考委員を指名することに決定いたします。選考委員を指名いたします。

鈴木 光重 委員      大越 彰 委員      深谷 寅一 委員  
吉田かつ子 委員      高橋 純一 委員      関根 要一 委員  
加藤 梅子 委員      矢吹 正則 委員

以上8名を指名いたします。別室にて選考方よろしく願いいたします。  
ここで、暫時休憩いたします。      (午後3時39分)

( 休 憩 )      <大会議室Dにおいて選考委員会>

議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。      (午後3時44分)  
選考委員から選考の結果を報告願います。

矢吹委員 17番 矢吹正則です。須賀川市農業委員会会長職務代理者の互選について、選考委員で選考した結果を報告いたします。選考委員で選考した結果、「7番 古川 雅和委員」を会長職務代理者の候補に指名することとなりましたので報告いたします。

議長 只今の報告のとおり、選考委員会は「7番 古川 雅和 委員」を会長職務代理者候補に指名しました。  
お諮りいたします。選考委員会の報告のとおり「7番 古川 雅和 委員」

を、須賀川市農業委員会会長職務代理者の当選人と定めることに異議のない委員の挙手を求めます。

(「挙手」総員)

議長 異議なしと認めます。よって、「7番 古川 雅和 委員」が、須賀川市農業委員会会長職務代理者に当選されました。ここで、「古川 雅和 新会長職務代理者」から、就任のごあいさつをお願いいたします。

(古川 雅和委員 職務代理者就任あいさつ)

議長 付議事項(4)「一般社団法人福島県農業会議普通会员の指名について」を議題といたします。本件について、事務局から説明願います。

事務局 (小池局長) 一般社団法人福島県農業会議は、農業委員会法第42条により福島県知事から「農業委員会ネットワーク機構」として指定を受けております。福島県農業会議の普通会员は、同農業会議所の定款第6条第4項第1号の規定により「県内の市町村に置かれる農業委員会の会長」又は当該農業委員会が指名した1名の委員となっております。

議長 只今、事務局からの説明のとおり、一般社団法人福島県農業会議普通会员の指名については、会長をして普通会员とすることといたします。

続きまして、付議事項「(5) 須賀川市農業委員会農地利用最適化推進委員の決定について」を、議題といたします。本件について、事務局から説明願います。

事務局 (小池局長) ご説明申し上げます。

農地利用最適化推進委員の募集は本年3月に行い、各地区から23名の応募がありました。農地利用最適化推進委員の選考・委嘱は、「須賀川市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則第9条」に基づき、新たに任命された農業委員で構成する農業委員会が行うこととなります。

選考は、「農地利用最適化推進委員選考委員会設置要綱第3条」に基づき選考委員会が行い、委員長に農業委員会会長、副委員長に同職務代理者をあて、さらに、農業委員の互選により委員6名を選出することとなっております。以上でございます。

議長 只今の説明のとおり、選考委員8名の内、6名を農業委員から互選することとなります。選考委員の選任について、いかなる方法にて行うか、お諮りいたします。

(「議長指名」の声あり)

議長 ただいま「議長指名」の声がありましたが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、選考委員6名は議長が指名することに決定いたします。選考委員を指名いたします。

秋山 吉治委員      安藤 雅裕委員      高橋 純一委員  
熊谷 聡委員      村上 光宏委員      横川 良雄委員  
の6名を指名いたします。

只今指名した6名を、農地利用最適化推進委員選考委員に選任することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

別室にて選考委員会を開催いたしますので、委員各位は会場への移動をお願いいたします。ここで、暫時休憩いたします。(午後3時49分)

( 休 憩 ) <大会議室Dにおいて選考委員会>

議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。(午後3時55分)

選考委員会が終了しました。選考結果については、選考委員会副委員長である、古川会長職務代理者から報告願います。

古川会長職務代理者 報告いたします。選考委員会で選考したところ、配布した審査表のとおり、「村上 節夫」外22名について、全員が適任であるとの結論に至り、須賀川市農業委員会農地利用最適化推進委員に決定いたしました。



議長 この23名に対しては、明日、21日午後2時より、会長職務代理者に立  
会いただき、会長から委嘱状を交付することといたします。

本日の議題は、これで全部終了となります。これを持ちまして議長の職を  
終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

(会長自席へ移動)

司会 (小池局長) これを持ちまして、須賀川市農業委員会臨時総会を閉会いた  
します。ありがとうございました。

(閉会宣言 午後4時6分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実に相違  
ないことを証するため議事録署名委員とともに署名する。

令和2年7月27日

議長 (会長)

議事録署名委員

議事録署名委員